

新可燃ごみ処理施設整備事業

公募説明書

令和 2 年 3 月

鹿島地方事務組合

目 次

第 1	趣旨.....	1
第 2	募集事項.....	2
2-1	事業名称.....	2
2-2	対象となる施設の種類.....	2
2-3	発注者.....	2
2-4	事業概要.....	2
2-4-1	建設予定地.....	2
2-4-2	施設概要.....	2
2-5	事業期間.....	3
2-6	交付金対象事業.....	3
2-7	事業の流れ.....	4
2-8	事業者選定スケジュール.....	5
2-9	法令等の遵守.....	6
第 3	公募に関する条件等.....	7
3-1	参加資格要件.....	7
3-2	見積上限額.....	9

第4	公募の手續に関する事項.....	10
4-1	公募の手續.....	10
4-1-1	公募説明書の公表.....	10
4-1-2	公募説明書に関する質問受付.....	10
4-1-3	公募説明書に関する質問への回答書の公表.....	11
4-1-4	応募資格確認申請書類の提出.....	11
4-1-5	応募資格確認結果の通知.....	12
4-1-6	設計図書の配付.....	12
4-1-7	設計図書に関する質問受付.....	12
4-1-8	設計図書に関する質問への回答書の公表.....	13
4-1-9	現地見学会.....	13
4-1-10	辞退.....	14
4-1-11	提案書類の提出.....	14
4-1-12	提案書類に関する質問書の送付.....	15
4-1-13	提案書類に関する回答書の受付.....	15
4-1-14	事務局.....	16
4-2	公募に関する留意事項.....	17

4-2-1	公正な応募の確保	17
4-2-2	書類の差し替え等の禁止	17
4-2-3	公募手続の延期等	17
4-2-4	費用の負担	17
4-2-5	使用言語、単位及び通貨	17
4-2-6	提案書類の取扱い	18
4-2-7	発注者の提供する資料の取扱い	18
4-2-8	その他	18
第 5	提出書類	19
5-1	応募資格確認申請書類	19
5-2	辞退時の提出書類	19
5-3	提案書類	20
第 6	提出書類作成要領	21
6-1	一般的事項	21
6-2	応募資格確認申請書類	21
6-3	企画提案書・提案設計図書	21
6-4	価格提案書	23
第 7	技術対話についての留意事項	24

7-1	一般的事項	24
7-2	技術対話の手順等	24
第 8	事業者の決定	25
8-1	優先交渉権者等の選定	25
8-1-1	優先交渉権者等の選定方法	25
8-1-2	提案書類の審査	25
8-1-3	優先交渉権者等の決定	25
8-1-4	決定結果の通知及び公表	26
8-2	契約手続き等	26
8-2-1	契約の締結	26
8-2-2	契約を締結しない場合	26
第 9	その他	30

第1 趣旨

鹿島地方事務組合（以下「本組合」という。）が計画する新可燃ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、企業が有する専門的な知識やノウハウが必要となる。

そのため、建設価格を重視した単純入札ではなく、技術的な提案内容も評価した上で、事業者を決定するプロポーザル方式を採用するものとした。

本公募説明書（以下「本説明書」という。）は、本事業を実施する企業をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものであり、本事業に参加する企業は、本説明書に従い必要な資料を提出しなければならない。

以下に示す添付資料1から6の資料は、本説明書と一体であるが、添付資料3から6は応募資格を有したものに配付するものである。

添付資料1：施設概要関連書類

添付資料2：様式集Ⅰ（応募資格確認申請書類）（第1号～第6号）

〔以降の書類を「設計図書」とする。〕

添付資料3：優先交渉権者選定基準

添付資料4：様式集Ⅱ（応募資格確認結果通知後）（第7号～第10号）

添付資料5：様式集Ⅲ（企画提案書及び価格提案書）（第11号～12号）

添付資料6：発注仕様書

第2 募集事項

2-1 事業名称

新可燃ごみ処理施設整備事業

2-2 対象となる施設の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

2-3 発注者

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

2-4 事業概要

2-4-1 建設予定地

建設場所：茨城県神栖市東和田2 1-3 地内

なお、公告日現在、建設予定地は鹿島共同再資源化センター株式会社（以下、KRC）の所有地である。建設予定地の取得については、KRC と協議中であり、本組合の所有地とするには、KRC での機関決定が必要となる。

敷地面積：10,000m²

2-4-2 施設概要

施設概要については、添付資料1を参照のこと。

施設区分	概要	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理対象物	可燃ごみ 可燃残渣 し尿等汚泥 災害廃棄物
	処理方式	全連続運転式ストーカ炉
	処理能力	230t/日（115t/24h×2炉）
	エネルギー回収方法	発電及び場内温水等

2-5 事業期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

2-6 交付金対象事業

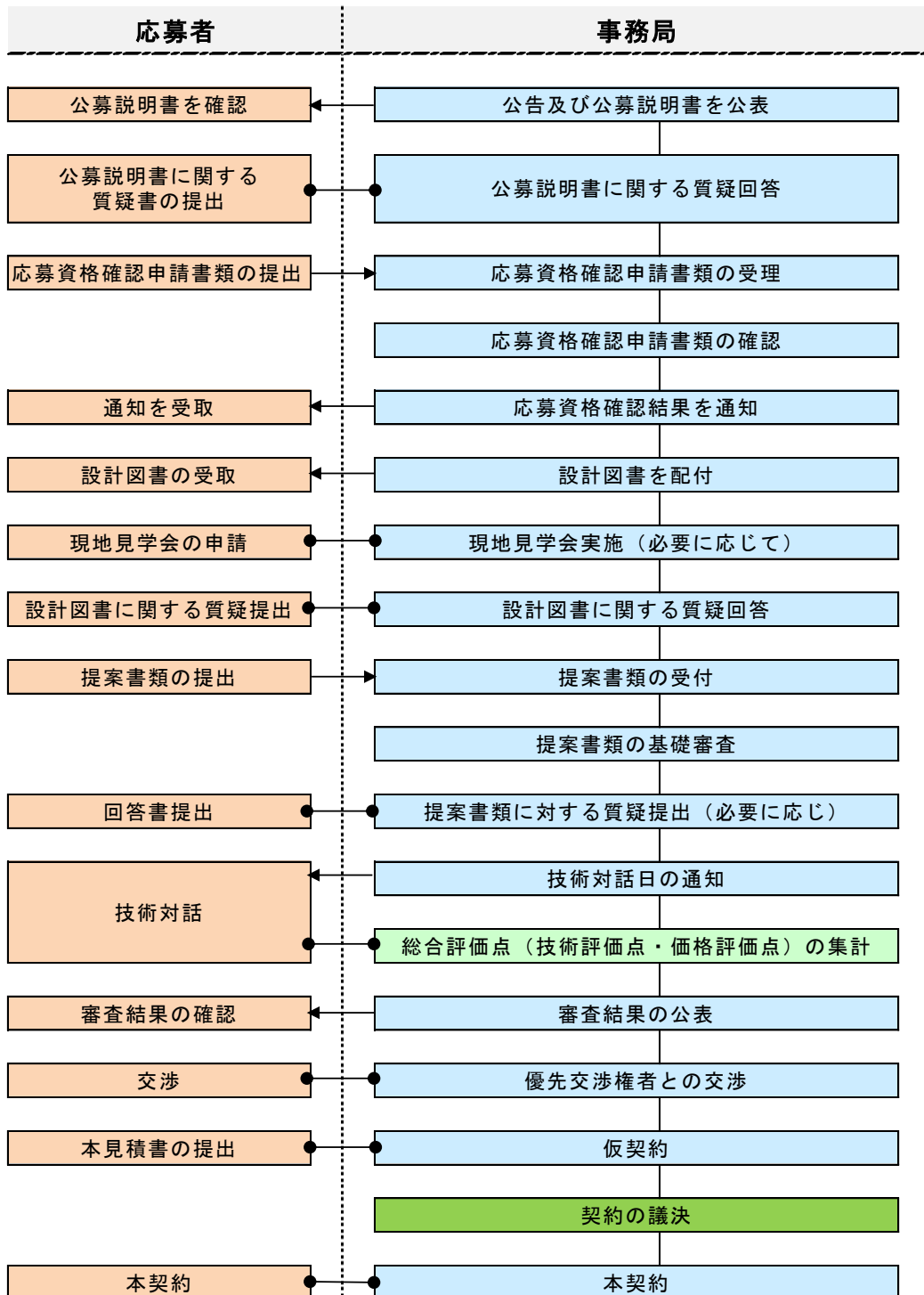
本事業は、環境省循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施するため、指定された期日までに交付金対象に係る出来高を達成すること。

各年度の出来高は、契約時の協議により定めるものとするが、原則として価格提案書に記載された内容を基本とする。また、年度途中において次年度以降への一部繰越し又は次年度以降分の繰り上げの必要が生じた場合は適切に対応することとし、このことによる請負金額の変更は行わない。

なお、少なくとも令和2年度出来高を確実に見込むこと。また、提案された出来高のうち令和2年度及び令和3年度については、確実に実行するものとし、変更を認めない。

2-7 事業の流れ

本事業における公告から契約締結に至る流れは、次のとおりである。



※図中及び以降の本文中の「提案書類」とは、5-3に示す(2)～(4)までの書類の総称とする。

2-8 事業者選定スケジュール

本事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和2年3月12日（木）	公告及び公募説明書の公表
令和2年3月19日（木）	公募説明書に関する質疑書の受付期限
令和2年3月25日（水）	公募説明書に関する質疑書に対する回答
令和2年4月3日（金）	応募資格確認申請書類の受付期限
令和2年4月10日（金）	応募資格確認結果の通知
令和2年4月13日～6月26日	設計図書の配付期間
令和2年4月13～17日	現地見学会の受付期間
令和2年4月20～24日	現地見学会の実施期間
令和2年5月11日（月）	設計図書に関する質疑書の受付期限
令和2年5月18日（月）	設計図書に関する質疑書に対する回答
令和2年6月26日（金）	提案書類の受付期限
令和2年7月10日（金）	提案書類に対する質疑書送付（必要に応じ）
令和2年7月17日（金）	提案書類に対する回答期限（必要に応じ）
令和2年8月中旬	技術対話の実施
令和2年8月下旬	審査結果公表（優先交渉権者の選定）
令和2年9月上旬	優先交渉権者との交渉期間
令和2年9月中旬	仮契約 ※本見積書提出
令和2年9月下旬～10月上旬	本契約締結（議会議決）

2-9 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて遵守すること。

第3 公募に関する条件等

本事業に関する企画提案に参加できる企業は、次の3-1に該当し、かつ3-2に示す要件に該当しないものであり、すべてを満たしていないものは、企画提案者となることはできない。

3-1 参加資格要件

- ①公告日現在において、平成31・32年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿または建設工事に関する令和元・2年度神栖市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市並びに神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③鹿嶋市及び神栖市の入札参加資格停止措置を受けていない者、並びに茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ④入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定

を受けた者を除く)

- ⑦鹿嶋市及び神栖市の納税義務に対し、完納していること。
- ⑧国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がないこと。
- ⑨建設工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業（清掃施設工事業）の許可を有していること。
- ⑩建設工事に対応する監理技術者（清掃施設工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）を、工事現場に専任で配置できること。
- ⑪建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑫本事業に関する発注支援業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。
- ⑬以下の条件を全て満たす実績があること。
 - ・地方自治体（一部事務組合を含む）が発注した一般廃棄物処理施設を元請として建設した実績があること。
 - ・施設規模 200t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている発電設備付一般廃棄物処理施設を複数施工した実績（平成 22 年度以降に竣工した施設）があること。
 - ・上記の施設が完成後、令和 2 年 2 月末において 1 年以上の稼働実績を有すること。

3-2 見積上限額

本事業に係る見積上限額は、以下に示すとおりとする。

なお、見積上限額を超える提案をした者は失格とする。

見積上限額：13,800,000,000 円（税抜）

第4 公募の手續に関する事項

4-1 公募の手續

4-1-1 公募説明書の公表

発注者は、次のとおり、公募説明書を公表する。

①公表日

令和2年3月12日（木）

②公募説明書の配布

添付資料1及び添付資料2を次のとおり配布する。なお、配布書類は発注者のホームページからダウンロードすること。

(a) 配布期間

令和2年3月12日（木）から4月3日（金）までとする。

(b) 配布場所

鹿島地方事務組合ホームページ

4-1-2 公募説明書に関する質問受付

公募説明書に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①提出方法

公募説明書に関する質問がある場合は、「公募説明書に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「4-1-14 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ送信する。受信確認通知が翌日（土曜日・日曜日・祝日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「4-1-14 事務局」へ電話確認を行うこと。

②受付期限

令和2年3月19日（木）17時まで

4-1-3 公募説明書に関する質問への回答書の公表

公募説明書に関する質問への回答は、令和2年3月25日（水）に発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、回答内容については、本事業に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

4-1-4 応募資格確認申請書類の提出

応募者は、応募資格確認申請書類を次のとおり提出すること。

①提出書類

「第5 提出書類」の「5-1 応募資格確認申請書類」のとおり。

②提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

③受付場所

「4-1-14 事務局」を参照

④受付期限

令和2年4月3日（金）17時まで

4-1-5 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募資格確認申請を行った応募者に対して、令和2年4月10日（金）に電子メールで通知する。なお、応募資格を有すると認められた応募者名等については公表しない。

4-1-6 設計図書の配付

発注者は、応募資格を有すると認められた応募者に対し、設計図書を配付する。

①配付期間

令和2年4月13日（月）から6月26日（金）までの9時から17時までとする。ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く。

②配付場所

「4-1-14 事務局」を参照

③その他

当該資料の受取に際しては、「4-1-14 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、社員証等、身分を証するものを持参すること。

4-1-7 設計図書に関する質問受付

設計図書に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①提出方法

設計図書に関する質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」（様式第7号）に必要事項を記入のうえ電子メールにより「4-1-14 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が翌日（土曜日・日曜日・祝日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「4-1-14 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

②受付期限

令和2年5月11日（月）17時まで

4-1-8 設計図書に関する質問への回答書の公表

設計図書に関する質問への回答は令和2年5月18日（月）に電子メールにより回答する。なお、電話等による問合せには応じない。あわせて、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

4-1-9 現地見学会

現地見学会は必要に応じて実施するものであるため、希望する場合は、次のとおり受け付ける。

①受付期間

令和2年4月13日（月）から4月17日（金）までの間

②実施期間

令和2年4月20日（月）から4月24日（金）までの間

③申込方法等

建設予定地の確認を希望する応募者は、「現地確認に対する申請書」（様式第8号）により、電子メールで「4-1-14 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。発注者は、日程を調整した上で、各提出者へ電子メールで

通知する。

なお、参加人数の制限は5名以内とし、見学会の当日において本事業に関する質問は受け付けない。

4-1-10 辞退

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が辞退する場合は、提案書類の提出期限までに、辞退届（様式第9号）を提出すること。

4-1-11 提案書類の提出

応募者は、提案書類を次のとおり提出すること。

①提出期限

令和2年6月26日（金）17時まで

②提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

③提出先

「4-1-14 事務局」を参照

4-1-12 提案書類に関する質問書の送付

提出された提案書類（価格提案書除く）に関して、必要に応じて各企業に対して質問書の送付を行う。

①送付方法

提案書類に関する質問がある場合、発注者は電子メールにより各提出者へ送信する。
質問書の送付が翌日（土曜日・日曜日・祝日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「4-1-14 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

②送付期限

令和2年7月10日（金）17時まで

4-1-13 提案書類に関する回答書の受付

提案書類に関する回答書を、次のとおり受け付ける。

①提出方法

提案書類に関する質疑書が提示された提案者は、必要事項を記入のうえ電子メールにより「4-1-14 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による回答は受け付けない。

発注者は、電子メールにより受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が翌日（土曜日・日曜日・祝日等の場合は、翌開庁日）までに無い場合は、「4-1-14 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

②受付期限

令和2年7月17日（金）17時まで

4-1-14 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事務局	鹿島地方事務組合 施設整備課
住所	〒314-0141 茨城県神栖市居切 660 番地 3
電話	TEL : 0299-90-1266
電子メール	sisetu@kcj.or.jp
ホームページ	http://www.kcj.or.jp

4-2 公募に関する留意事項

4-2-1 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、本説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

4-2-2 書類の差し替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出をすることができない。

4-2-3 公募手続の延期等

本件公募は予算議決前の準備行為として実施するものであるため、構成市又は本組合議会において予算の減額、否決があった場合は、本件公募についての実施の効力を失う場合もあり得るものとする。あわせて、公告後においてやむを得ない事情が発生した場合において公募手続を延期、中止、又は取り消すことがある。

4-2-4 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用（延期、中止、取り消し時も含む）は、応募者の負担とする。

4-2-5 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位及び日本国通貨に限る。

4-2-6 提案書類の取扱い

①著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこと。

③提案書類の使用等

提出された提案書類は、本件公募に係る選定が終了した後、事業者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出された提案書類は返却しない。

4-2-7 発注者の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、発注者が提供する資料を、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4-2-8 その他

①本説明書に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、適宜、書面にて送付する。

②発注者が提示する資料及び回答書は、本説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第5 提出書類

5-1 応募資格確認申請書類

応募者は、以下の提出書類を正本1部、副本1部（白黒コピー可）の計2部提出すること。

(1)参加表明書（様式第2号）

(2)市税等納税調査承諾書（様式第3号）

(3)資格要件を証明する書類（様式第4号）

①納税証明書の写し

②会社概要（様式第5号）

③法人登記簿謄本

④清掃施設工事に係る特定建設業の許可書（写し）

⑤建設実績並びに配置予定の監理技術者の経歴及び業務実績（様式第6号）

⑥配置予定の監理技術者と雇用関係を明らかにする書類

⑦配置予定の監理技術者の資格者証等の写し

⑧「清掃施設工事」における総合評定値を証明できる書類

5-2 辞退時の提出書類

辞退時は、次の書類を1部提出すること。

(1)辞退届（様式第9号）

5-3 提案書類

応募者は、次の書類を指定の部数提出すること。

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1)提案書類提出届（様式第 10 号） | 正本 1 部 |
| (2)企画提案書（様式第 11 号） | 正本 1 部、副本 11 部 |
| (3)価格提案書（様式第 12 号） | 正本 1 部 |
| (4)提案設計図書 | 正本 1 部、副本 3 部 |
| (5)上記書類の電子データ | 1 部 |

※上記(4)は、添付資料 6 「発注仕様書」を参照のこと。

第 6 提出書類作成要領

6-1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

①各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。

②様式集（添付資料 2、添付資料 4 及び添付資料 5）の各様式に記載されている指示に従うこと。

6-2 応募資格確認申請書類

応募資格確認申請書類を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

①資格要件を証明する書類（様式第 4 号）を表紙として、表紙に示す順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして提出すること。

6-3 企画提案書・提案設計図書

企画提案書及び提案設計図書の作成にあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

①企画提案書

・様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、12 部（正本 1 部、副本 11 部）提出すること。

- ・文字サイズは12ポイント以上（図表は含めない）とすること。
- ・企画提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふること。
- ・企業名は正本には記載するが、副本は発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。

②提案設計図書

- ・「発注仕様書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、4部（正本1部、副本3部）提出すること。
- ・詳細は発注仕様書参照のこと。
- ・企業名は正本には記載するが、副本は発注者から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付企業名」を記入すること。
- ・設計図面については、JISの建築製図通則に従って作成することとし、図面等に示す企業名は、上記の指定を遵守すること。

③企画提案書及び提案設計図書については、着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。

④各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

⑤発注者に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word（windows版とする。）、Microsoft Excel（windows版とする。）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

6-4 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に発注者の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ①価格提案書（様式第 12 号）は、企画提案書と同時に事務局へ提出すること。
- ②価格提案書（様式第 12 号）は封筒に入れ、密封して提出すること。
- ③提案価格は、設計・建設業務に係る対価として算定すること。
- ④提案価格には、消費税を加えないこと。

第7 技術対話についての留意事項

7-1 一般的事項

企画提案書及び提案設計図書に関する技術対話の実施日時、実施場所については、確定次第通知する。

7-2 技術対話の手順等

- ①企画提案書及び提案設計図書を補足するため、1事業者あたり質疑応答を含め概ね1時間（説明45分、質疑15分）のヒアリングを実施する。
- ②会場への入室は4名以内とし、説明及び質疑応答は本事業の関連技術者が行うこと。
- ③技術対話時の資料は企画提案書及び提案設計図書とするため、追加となる書類（パワーポイントの印刷資料などを含む）の提出は認めない。
- ④ただし、パソコンを用いたプレゼンテーション時のみ、企画提案書及び提案設計図書に示した提案内容を逸脱しない範囲で補足説明の充実（提案図面の拡大縮小回転などを含む）を認めるが、明らかに逸脱している場合（企画提案書及び提案設計図書に明確に記載のないものや、関連する事項として新たに追加された提案など）は提案内容の良否に関わらず減点対象とする。なお、補足説明を追加する場合は、提案内容を逸脱していないことを示すため、企画提案書及び提案設計図書に記載された出典を記載すること。
- ⑤プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターは本組合で準備するが、パソコンは応募者が持参すること。
- ⑥本組合で準備するコネクターの接続端子の規格は「ミニ D-Sub15 ピン」であるため、必要に応じてコネクターを持参すること。

第8 事業者の決定

8-1 優先交渉権者等の選定

8-1-1 優先交渉権者等の選定方法

本事業の事業者の選定方法については、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容、発注者の発注仕様との適合性等の各面から総合的に評価するプロポーザル方式を採用するものとし、指定した発注仕様を満たしている提案をした応募者の中から、下記の方法をもって優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定する。

優先交渉権者等の選定基準は、優先交渉権者選定基準（添付資料3）による。

8-1-2 提案書類の審査

応募者から提出された提案書類は、「新可燃ごみ処理施設整備事業審査委員会（以下「審査会」という。）」において審査を行い、優先交渉権者等を選定する。ただし、以下に示す事項に該当する場合は失格とする。

- ① 提案書類を期限までに提出しない場合
- ② 見積上限額を超えている場合
- ③ 技術対話の審査に欠席した場合

なお、本審査は提案者が1者であった場合においても実施するが、審議の結果、優先交渉権者としない場合もある（添付資料3参照）。

8-1-3 優先交渉権者等の決定

発注者は、審査会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者等を決定する。

8-1-4 決定結果の通知及び公表

決定結果は、優先交渉権者等の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、発注者ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

8-2 契約手続き等

8-2-1 契約の締結

- ①発注者は、優先交渉権者と交渉のうえ仮契約を締結する。
- ②締結にあたっては価格提案書の金額を上限として交渉を行い、協議の整った金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
- ③仮契約を結ぼうとする者は、契約保証金を納めなければならない。
- ④仮契約締結後、鹿島地方事務組合議会の議決がなされたときに本契約となるものとする。

8-2-2 契約を締結しない場合

①応募資格の欠如

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、事業者が応募資格を欠くこととなった場合、発注者は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

②不公正な応募

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、事業者が本事業に関し、次のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させ

ないことができるものとする。

- (a) 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (b) 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による納付命令を行い、同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (c) 優先交渉権者が独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第 66 条の規定により当該請求に対する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第 77 条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (d) 公正取引委員会が優先交渉権者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (e) 優先交渉権者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

③反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、事業者が次の各号所定のいずれかに該当する場合、発注者は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

- (a) 役員等（法人である場合の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの（以下本項において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (b) 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。
- (d) 役員等が暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的・積極的に暴力団の維持運営に協力、若しくは関与していると認められるとき。
- (e) 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

④留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、または上記①から③のいずれかに該当する理由により事業契約に関し仮契約又は本契約として成立させない場合、発注者は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。なお、この場合、発注者は次点交渉権者と契約交渉を行う。

第9 その他

本説明書に定めること以外に、必要な事項が生じた場合は、審査の段階に応じて発注者ホームページでの公表もしくは応募者それぞれに通知するものとする。